

ソフトウェア使用許諾契約書

重要:

本ソフトウェアをご使用になる前に、本ソフトウェア使用許諾契約書をよくお読みください。

本ソフトウェアを使用する権利は、お客様が本使用許諾契約に同意した場合のみ許諾されます。本使用許諾契約に同意されない場合は、本ソフトウェアをインストールしないで下さい。もし既に本ソフトウェアをインストールされた場合は、ご使用を中止し、本ソフトウェアをアンインストールして下さい。本ソフトウェアの全部または一部であっても無許可の複製または頒布は、重大な民事上および刑事上の罰則を科せられる結果となる場合があります、法令で最大限認められる範囲で起訴されることとなります。

本ソフトウェア使用許諾契約には、保証の制限が含まれており、お客様(法人または個人のいずれも含みます)とティアック株式会社(以下、弊社といたします)との間のソフトウェア(コンピュータプログラムおよび電子文書を含みます)に関する法的合意となります。

1. 使用許諾

弊社は、本ソフトウェアを弊社の各製品と組み合わせて使用する場合に限り、お客様へ本ソフトウェアを使用する権利を許諾します。

2. 著作権・商標

本ソフトウェア及びその複製物に含まれる全ての著作権及び著作権は、弊社若しくはその供給者に留保されます。本ソフトウェアは、日本の著作権法、国際条約の規定、及び他のすべての適用される各国の法規により保護されています。更に、本ソフトウェア内のロゴあるいは商標の中には、第三者の登録商標が含まれている可能性があり、適用される法規により保護されるものであることをご承知ください。お客様がそれらのロゴあるいはマークを商標として使用する場合は、お客様自身の責任において、それぞれの所有者からその権利を取得しなければなりません。お客様の使用に関しては、弊社は一切責任を負いません。

3. 制限事項

本ソフトウェアの複製物を第三者に頒布することはできません。本制限事項にかかわらず、適用される法令において明確に許容されている範囲内を除き、本ソフトウェアの解析、逆コンパイルまたは逆アセンブルはできません。本ソフトウェアを貸与することはできません。保管の目的以外の為、本ソフトウェアを複製することはできません。

4. 解約

本契約に基づくお客様の権利は、本ソフトウェアの全てのコピーの廃棄により終了します。または、お客様が本契約の条項や条件を守らない場合、弊社は、他の権利に影響を及ぼすことなく、本契約を終了させることができます。このような場合、お客様は本ソフトウェアの全ての複製物を使用不能にしなければなりません。

5. 保証の制限

弊社は、本ソフトウェアがお客様の対象装置に正常にインストールされること、対象装置及び記録データに不具合が発生しないこと、インストールされた本ソフトウェアの操作に中断やエラーが無いことを保証するものではありません。また、特定の用途に適合することを保証するものではありません。

6. 派生的損害についての免責

適用される法令により最大限認められる範囲で、本ソフトウェアの使用、若しくは使用不能に起因して生じた事業上の利益の損失、事業上の障害、事業上の情報の消失による損害、その他の金銭的な損害を含め、いかなる特別、偶発的、間接的、もしくは派生的損害についても弊社は責任を負いません。例え、弊社がそれらの損害発生の可能性について知らされていた場合も同様です。一部の国や司法管轄区域によっては、派生的あるいは偶発的損害についての責任の除外若しくは制限が許されない為、上記制限がお客様に適用されないことがあります。

7. その他

本契約は、日本国の法律を準拠法とします。

本使用許諾契約に関するご質問や、その他について弊社へのご連絡を希望される場合は、下記へお願い致します。

ティアック株式会社
〒206-8530 東京都多摩市落合1-47
<http://www.teac.co.jp>